



広 発 第 8 9 号
令和6年11月12日

四ヶ村用水

代表世話人 小川 高志 様

広瀬桃木両用水土地改良区
理事長 女屋 一之
(公 印 省 略)

令和6年度 定期断水及び臨時断水について (通知)

平素より本土地改良区の運営に対し、ご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、このことについて、下記のとおり実施しますので、貴管内における周知等ご対応
頂きますよう、ご理解ご協力を宜しくお願い申し上げます。なお、断水期間は工事の進捗等
により変更となる場合がありますが、その際は別途、通知致します。

記

1. 河川等断水について

【定期断水期間】

令和7年2月20日(木) 9:00 から
令和7年3月11日(火) 9:00 まで 計 20日間

【断水理由】

本土地改良区の取水施設をはじめ、農業用施設の水利施設の保全及び機能維持を
図り、河川及び用水路の安定用水確保及び災害の未然防止を目的とする。
また、河川管理者等における点検業務や整備補修工事等を行い、災害防止に資する。

【臨時断水期間】

令和7年3月24日(月) 9:00 から
令和7年3月31日(月) 9:00 まで 計 8日間

【断水理由】

広桃導水路整備補修工事に伴う、仮設遮水壁撤去の為。

【対象河川及び用水路】

坂東大堰合口より取水し、流下する河川及び用水路の全線

- ① 広瀬川、桃ノ木川、端気川、葦川、大川 等主要河川
- ② 風呂川、馬場川、佐久間川、吉野川 等河川
- ③ 八坂佐波新田用水、大正用水、四ヶ村用水、川原用水、名胡用水 等用水路

2. 上記期間以外における断水について

その他、個別の理由により断水となる河川があります。対象の河川及び断水期間
については、同封の断水工程表をご確認ください。

広瀬桃木両用水土地改良区
担当：高 橋
電話：027-231-2090